

ID: 148

担当部署: 福祉環境課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町霊きゅう自動車使用料条例 第7条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第120号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第7条 町長は、特に必要があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日